

[事案 2020-14] がん入院給付金支払請求

・令和3年1月22日 裁定終了

<事案の概要>

がんの治療を直接の目的とした入院ではないことを理由に、給付金が不支払いとなったことを不服として、がん入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者である自分の父が、平成29年3月から令和元年8月下旬まで、前立腺がんを原因とする排尿障害の管理のため、病院の緩和ケア病棟に入院し死亡したため、平成13年6月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、平成29年3月から令和元年8月中旬までの入院は、約款所定の支払要件に該当しないとして、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 本件約款における「入院」の定義は、具体的かつ明確とは到底言えない。
- (2) 本件約款によれば、「がんの治療を直接の目的とする入院」として「緩和ケア病棟における入院も含む」との記載があるが、緩和ケア病棟に入院したにもかかわらず、約款における「入院」にはあたらないとする保険会社の主張は矛盾している。
- (3) がんに対する治療における入院管理の必要性は、治療内容も含めて高度な医療的判断が必要とされるため、医師にその判断は委ねられる性質のものである。自分の父は、医師によって入院管理が必要であると判断され入院していたのであって、その判断について、後日、保険会社が「入院管理が必要ではなかった。」と主張できるものではない。
- (4) 入院中の「がんの症状としての排尿障害」は、入院するに至った経緯を鑑みれば、常に医師の管理を必要とする程に重症であったと客観的に判断できる状態であった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件約款の「入院」の定義を不明瞭と判断した裁判例はない。
- (2) 多くの裁判例が示すとおり、支払事由たる「入院」の該当性の判断は、入院時の医学水準、医学的常識に照らして、客観的・合理的に必要ながんの治療のための入院と言えるか否かによって決せられる。
- (3) 「緩和ケア病棟における入院」を、本件約款の「入院」に含めているとしても、本件約款の支払事由を充足することが前提となるどころ、本入院はその支払事由を充足していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本入院中の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は、約款に規定されている「がんの治療を直接の目的とした入院」とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。